

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力取引監視等委員会委員長 名

「電気事業法第 2 条の 2 及び第 2 7 条の 1 5 の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」の改正に関する建議について

暴力団関係の事業者など反社会的勢力から電気の利用者の利益を保護するためには、こうした事業者など反社会的勢力が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）第 1 条の規定による改正後の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「改正法」という。）第 2 条の 5 第 1 項第 4 号及び第 2 7 条の 1 8 第 1 項第 4 号に規定する小売電気事業及び小売供給の登録の拒否要件である「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当するものであることを明確に示す必要があります。

については、改正法第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録及び改正法第 2 7 条の 1 5 の規定による小売供給の登録に係る審査基準を示す「電気事業法第 2 条の 2 及び第 2 7 条の 1 5 の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」（平成 27 年 8 月 3 日付け 20150728 資第 1 号）に、以下の者が改正法第 2 条の 5 第 1 項第 4 号及び第 2 7 条の 1 8 第 1 項第 4 号に規定する「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当することを明示することについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第 6 6 条の 1 3 第 1 項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
2. 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるもの
3. 暴力団員等がその事業活動を支配する者